

山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター規程

(平成 16 年 10 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人山梨大学基本規則第 36 条第 2 項の規定に基づき、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 センターは、教育実践の総合的・中核的な研究・教育施設として教育関連諸機関と連携し、本学における教員養成・現職教育研修等の教師教育の質的向上に寄与することを目的とする。

(部門)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育実践研究部門
- (2) 情報教育研究部門
- (3) 教育臨床研究部門

(事業内容)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育内容及び教育方法に関する研究と指導
- (2) 教育工学及び情報教育に関する研究と指導
- (3) 教育相談に関わる諸問題の研究と指導
- (4) 教育実習・現職教員研修等の教師教育に関わる諸事業
- (5) その他センターの目的を達するために必要な諸事業

(職員)

第 5 条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任の教授及び准教授
- (3) 客員教授又は客員准教授
- (4) 研究員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第 6 条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長候補者の選考は、教育人間科学部の教授のうちから教育人間科学部教授会の議を経て行う。
- 3 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(客員教授等)

第 7 条 センターに客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

- 2 客員教授等の任期は、1 年以内とし、再任を妨げない。
- 3 客員教授等は、県内教育関連諸機関と連携し、センターの事業の質的向上を図るものとする。
- 4 客員教授等の選考は、山梨大学客員教授等選考基準（平成 16 年 4 月 1 日制定）の定めるところによる。

(研究員)

第 8 条 研究員は、教育人間科学部、附属学校及び他学部の専任教官のうちから、教育人間科学部教授会の議に基づき教育人間科学部長が委嘱する。

(研究協力者)

第9条 教育人間科学部長は、センターの業務遂行上必要があるときは、教育人間科学部教授会の議に基づき本学職員以外の者を研究協力者として委嘱することができる。

(教育相談室)

第10条 センターに、第4条第3号の事業を円滑に実施するため、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教育相談室（以下「教育相談室」という。）を置く。

(運営委員会)

第11条 センターの円滑な運営を図るため、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(センターの事務)

第12条 センターの事務は、教育人間科学部支援課において処理する。

(規程の改正)

第13条 この規程を改正しようとするときは、教育人間科学部教授会の議を経なければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、教育人間科学部教授会の議に基づき教育人間科学部長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター運営委員会規程

制定 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター規程第11条第2項の規定に基づき、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育実践総合センター（以下「センター」という。）の次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター運営の基本方針に関すること。
- (2) センター予算に関すること。
- (3) センター諸規程に関すること。
- (4) その他、センター運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター専任の教授及び准教授
- (3) 教育人間科学部の教員、若干人
- (4) 各附属学校の教員、若干人
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号の委員は、学部長が任命する。

3 第1項第4号の委員は、各附属学校の長の推薦に基づき、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教育人間科学部支援課において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、教授会の議を経なければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター利用規則

制定 平成 16 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第 2 条 センターを利用できる範囲は、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター規程第 4 条に掲げる事業を行う場合とする。

2 前項のほか、センター長が必要と認めた教育及び研究に利用できるものとする。

3 センターで利用できる施設・設備は次のとおりとする。

(1) 多目的スペース

(2) 授業研究演習室

(3) マルチメディア教材作成室

(4) センターに関わるネットワーク及びこれに附属する機器

(5) その他の施設・設備

(利用資格)

第 3 条 センターを利用できるのは、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) センター研究員

(2) センター研究協力者

(3) 本学教育人間科学部の職員及び職員の許可を得た学生

(4) 本学教育人間科学部が催す講習会、研究会等への参加者

(5) その他センター長が適当と認めた者

(利用の申請等)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告等)

第 5 条 センター長は、利用に係る事項について、利用者に報告を求めることができる。

(利用の取消等)

第 6 条 センター長は、利用者がこの規則に違反し、又はセンターの運営に支障を生じさせるおそれがあるときは、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止させることができる。

(損害の補償)

第 7 条 センターの建物・備品等を利用者が故意又は過失により破損又は紛失したときは、利用者はセンター長の指示に従って速やかに現状に復さなければならない。ただし、センター長がやむを得ない事由と認めた場合は、この限りではない。

(経費の負担)

第 8 条 センター長は、当該利用に係る経費の負担を利用申請手続者に求めることができる。

(雑則)

第 9 条 この規則を改正しようとするときは、センター運営委員会の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関する必要な事項は、センター運営委員会の議に基づきセンター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター利用細則

制定 平成 16 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）の利用を円滑にするため、この細則を定める。

(利用委員会の区分)

第 2 条 センターは、施設・設備の利用に関する委員会をおく。

- 2 委員会はセンター利用規則第 3 条の区分に従い、多目的教室・授業研究演習室利用委員会及びマルチメディア教材作成室・ネットワーク利用委員会とし、委員会の組織及び運営は別に定める。

(利用の優先順位)

第 3 条 利用の優先順位は原則として、次のとおりとする。なお、同一順位内において申請が重複した場合は、原則として申し込み順とする。

- (1) センター規程第 4 条に関わる利用
- (2) センター専任教員・客員教授又は客員准教授の担当授業に関わる利用
- (3) センター専任教員以外の教員の担当授業に関わる利用
- (4) その他の利用

(利用形態)

第 4 条 前条第 3 号及び第 4 号における利用の形態は、原則として、次のとおりとする。なお、定期利用とは、半期（前期・後期）又は 1 年間について一定の曜日・時限の継続的な利用を、不定期利用とは定期利用以外の利用をいう。

- (1) マルチメディア教材作成室は定期、不定期の利用とする。
- (2) 授業研究演習室は不定期のみの利用とする。
- (3) 多目的教室は不定期のみの利用とする。
- (4) 機器等は不定期のみの利用とする。

(申請受付)

第 5 条 申請の受付は、特段の事情がない限り、原則として利用予定日から起算して 30 日前から 10 日前とする。なお、定期利用の場合、半期単位で申請するものとする。

(利用申請書、許可書)

第 6 条 利用申請書、利用許可書の様式は別紙のとおりとする。ただし、学生のマルチメディア教材作成室利用については、入退室カードの申請、許可をもってこれに替えることとする。

(学外者の利用)

第 7 条 本学以外の者の利用に関しては、山梨大学不動産使用規定に従うものとする。

(その他)

第 8 条 この細則の改正は、センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター施設・設備利用委員会内規

制定 平成 16 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター利用規則第 10 条第 2 項の規定に基づく各施設・設備利用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関しては、この内規の定めるところによる。

第 2 条 委員会は、各施設・設備の管理・運営を行い、利用に関する事項を教育実践総合センター運営委員会に報告する。

第 3 条 委員会は、教育実践総合センター教官及び教育人間科学部教官の若干名の委員をもって組織し、教育実践総合センター長が委員を委嘱する。

2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 5 条 運営の細目は、委員会が定める。

第 6 条 委員会の庶務は、教育実践総合センターで処理する。

第 7 条 この内規を改正しようとするときは、センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教育相談室要項

制定 平成 19 年 3 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター規程（以下「センター規程」という。）
第 10 条第 2 項に基づき、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教育相談室（以
下「教育相談室」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 教育相談室は、あらかじめ「教育相談スタッフ」を登録し、主として教師及び児童生徒並
びに保護者の教育上の相談を受け付け、これに対し指導・助言する。

(連絡協議会)

第 3 条 教育相談室に、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教育相談室連絡協議会
（以下「連絡協議会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育相談室の運営に関する事。
- (2) 附属学校の教育相談に関する事。
- (3) 教育相談室の予算に関する事。
- (4) 教育相談室諸規程に関する事。

(連絡協議会の組織)

第 4 条 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター長（以下「センター長」という。）
が指名する教員
 - (2) 教育人間科学部附属学校の教員 若干人
- 2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(連絡協議会の委員長)

第 5 条 連絡協議会に委員長を置き、センター長が指名する。

- 2 委員長は連絡協議会を招集し、議長となる。

(連絡協議会の議事)

第 6 条 連絡協議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 連絡協議会の議決は、過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 連絡協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、教育相談室の運営に関し必要な事項は、連絡協議会の議に
基づき、センター長が別に定める。

附 記

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。